

2014年第3回定例会一般質問・最終稿 （一問一答） 齊藤 由美子

日本共産党の齊藤ゆみこです。発言通告に沿って一問一答で質問を致します。

はじめに、子ども・子育て支援新制度に係る条例案について、5点おたずね致します。1点目は、保育の理念について質問します。

これまで保育の実施は児童福祉法 24 条により、市町村の義務とされてきました。しかし、新制度導入後、市町村の義務として保育が実施されるのは保育所のみであり、それ以外の幼稚園や認定こども園などの保育については、市が直接実施義務を負いません。

しかしながら、すべての子どもの最善の利益のために、安全な保育環境を確保し、健やかな発達を保障するのは、実施自治体としての責任です。そこで質問いたします。新制度において特定教育・保育を提供する、基本的理念をお聞かせください。（保育提供の基本理念）

2点目は、新制度における保育水準について質問します。

子どもたちの命を守り、健全な発達を保障するためには、現行の保育水準を後退させることがあってはなりません。ところが新制度は、待機児童の解消を目指すといいつつ、施設基準を緩和して受け皿を増やし、利用調整によって待機児童を保育所以外の保育施設に振り分けてしまうシステムです。

待機児童の解消は重要な課題ですが、そのために保育水準が下がってしまう

のでは本末転倒です。

子ども・子育て支援法要綱では、基本理念として「**全ての**子どもが健やかに成長するように支援する」と謳い、「子どもの健やかな成長のために適切な環境が**等しく確保**」されることを市町村の責務としています。そこでおたずね致します。

新制度において、保育の内容および水準をどのように等しく確保していくのか、見解をお聞かせください。（保育水準の維持）

3点目は、地域型保育事業の基準について質問します。

新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園の施設型保育と、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の地域型保育事業とに2分類化されます。問題なのは、施設型保育と地域型保育事業の基準に、保育士資格の人数割合や給食の提供体制について外部搬入を認めるなどの格差がある点です。

しかし、地域型保育事業が提供する0歳児から2歳児の乳児保育は、保育におけるリスクが高い年齢であり、この基準の格差はあってはならないことです。そこでお聞きいたします。

地域型保育事業の保育基準について、同等の質や安全性をどのように担保していくか、見解をお聞かせください。（乳児保育の質の担保）

4点目は、新制度における障がい児保育について質問します。

これまで障がい児保育は、「保育元年」といわれる1974年から、保育園・幼稚園で共にスタートした助成制度を機に広がって参りました。74年当初に国の補助金を受けていた保育所は全国で18か所ですが、その後2008年までの間に7280か所まで広がっています。残念ながら2003年度には障がい児保育補助金が一般財源化したため、全国的には後退することになりますが、その必要性が低くなったわけではありません。

現在、大分市においては、障がい児の保育について私立認可保育所に対して補助金の助成を行っています。障がい児保育を支援するために、単費でまかなわれているこの補助金は高く評価できるものです。

しかし、この度の新制度にあたり、障がい児を受け入れた場合の加算が、施設の種類によって異なっています。家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の3つの施設には、障がい児を受け入れた際、保育士の配置に対する加算がつけられています。一方、幼稚園・保育園・認定こども園には、それと同等の加算はつけられていません。これでは、施設型保育での障がい児の受け入れが敬遠され、家庭的保育事業へと偏ってしまう恐れが生じてしまいます。

現在、障がい児保育は多くの保育所等でごく当たり前に行われるようになってきました。この歩みを、新制度の中で止めてしまうことがあってはなりません。

そこでおたずねいたします。新制度における障がい児保育について、このような

格差があってはならないと考えますが、市の見解をお示してください。(障がい児保育の保障)

5点目は、業務にあたる職員体制について質問します。

本来、待機児童の解消のためには、国が責任をもって早急に対応し、認可保育所を増やすことで解決すべきです。ところが新制度は、消費税の10%増税分で、と言う極めて限定的な財源で、子どもの育ちを保障する重要な制度を改変するという無責任極まりない制度です。

また、かつてない保育制度の大改革であるにもかかわらず、未確定の財源であるがために、制度は最終的に確定しておらず、これまでも多くの自治体関係者を悩ませ、幼稚園や保育所の関係者に疑問や不安を与えてきました。

今後は、保育施設等に対する確認・認定作業、保護者に対する支給認定作業、関係者への周知、説明など、担当者にかかる負担は相当なものになると予測されます。新制度への移行は、子育て世帯にとって非常に大きな問題であり、保護者に対する親切・丁寧な説明と、十分な理解を得ることが求められます。そこでおたずねいたします。子どもの最善の利益を保証し、保護者や施設関係者に対して的確な対応をするために、業務にあたる職員の増員が必要だと考えます。
見解を求めます。(職員体制の確保)

次に、碩田中学校区の統廃合について3点質問します。

1点目は、学校の地域的意義についてお聞きいたします。

“学校統廃合の基本方針について”また、“一貫教育推進と学校統廃合との整合性について”、先だって文科省からレクチャーを受けてまいりました。文科省によれば、

「学校統廃合により紛争が生じたり、通学上著しい困難が生じたりすることは避けなければならない。また、小規模校独自のメリットもあり、存置する必要がある場合もあるとして周知させて頂いている。学校の適正規模化はまさに、十分な学校規模を確保し、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する重要な課題である。一方で、学校の地域的意義も考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行うことは重要である」との見解が示されました。

碩田中学校区の3小学校は、特別な小規模校とは言えず、現在、適正規模で望ましい教育環境が確保されています。地域からは疑問や反対の声が多数上が上がっているにも関わらず、この学校統廃合を行うことは、中学校まで巻き込んで行う小中一貫教育の強行です。そこでおたずね致します。文科省が示した“学校の地域的意義”について、どのように考えますか。見解を求めます。

2点目に、小学生の安全確保についてお聞きします。

統廃合を行った場合、大変広域な校区となります。広い国道や県道があり、雑居ビルなども多い中心市街地です。児童生徒は夕方の時間帯にこの広い校区を、五月雨式に下校することになります。昨今の事件や事故を考えると、この学校統廃合で児童生徒の登下校のリスクは明らかに増大すると考えます。また、児童生徒のテリトリーを無理に広げてしまうことから、休日などの行動にも課題が生じることとなります。地域の方々や教職員の見守りには限界があります。統廃合を進めている市教委の責任において、安全を確保すべきです。

そこで質問いたします。校区における小学生の安全確保について、統廃合後の具体的な安全対策をお聞かせください。

3点目に、建設しようとしている新校舎の安全対策についてお尋ねいたします。

大阪の池田市において、来年春の開校予定で、中学を増改築した小中一貫校の建設が行われています。その過程において、校区ごとの懇談会では、やはり多くの不安や懸念が出されたそうです。具体的には、

●小中合同のグラウンドは安全性が危惧され、当初監視カメラをつけるつもりだったが、最終的にはグラウンドが見渡せる位置に職員室を配置することになった。

●2年前にプールで起こった小学生の死亡事故を受け、小中で深さが異なるプールを合同にするのは危険であることから、プールの床を可動式にした。

●体育館では、バスケットゴールなどの規格がことなるため、また、中学生の部活中に小学生が遊べなくなるため、「サブアリーナ」を建設した。

●音楽室、美術・図工室、理科室などの特別教室においても、机・椅子の高さが異なり、備品や教材も違うことから、安全性を第一に別々に配置。

●保健室は当初相部屋の予定だったが、小中ではその役割が違くと、2か所設置…などなど、児童生徒の安心・安全な校舎を実現するため、池田市では意見交換に応じて、何度も図面を書き換えたそうです。

全国的にみて施設一体型一貫校は、並列に別棟で建てられるのが通常スタイルです。京都には69億円もの建設費をかけた一貫校もありますが、池田市は増改築でも25億円の費用を要しています。

大分市の場合は、津波被害対策のため、高さのある校舎の新設を予定しているようですが、先ほども申し上げた通り、規格の違う階段、多機能トイレも含めた便器・便座など、どちらの設備も必要です。また、緊急時、エレベータが使用できない場合を想定し、車いすに対応するスロープの設置なども必要になるでしょう。そこで、おたずね致します。

津波の危険が予想されるこの地域で、1000人以上の大規模な校舎を新設するにあたり、安全性を確保するために一体どのくらいの予算を見込んで校舎を建設するおつもりでしょうか、お答えください。

最後に、土木建築行政について2点お聞き致します。

1点目に、市道・加納牧線の牧跨線橋について質問します。

この跨線橋は、国道197号から明野・米良・下郡方面に抜ける道として、頻繁に使われる重要な橋です。この跨線橋からは、JR 牧駅と車両整備基地が見渡せ、その風景を撮影される方を見かけることもよくありますが、この跨線橋には歩道が完全に確保されておらず、自転車や徒歩で通行すると非常に危険です。朝夕は渋滞も起こり、路面がでこぼこして危険なためか、車両以外の通行はあまり多くはありません。しかしながら、今後、災害時の避難経路を考えると、この跨線橋は城東地域の市民が、海拔の高い高城・明野方面へ抜けるための大変重要な導線となります。複数の線路上をまたぐ跨線橋の補修は、鉄道交通の安全性を確保するためにも多くの予算と手間を要することになりますが、だからこそ早期の検討が必要だと考えます。そこで質問いたします。地域住民の日常の安全な通行のために、また災害避難時の避難経路の確保の為に、牧跨線橋の歩道の確保と橋の改修は急務であると考えます。市の見解を求めます。

2点目に、中津留1丁目交差点から下郡方面へむかう、市道・東津留1号線、通称けやき通りについてお尋ねいたします。

国道197号から県道大分・臼杵線の北下郡方面へ抜ける主要な道路となっているけやき通りですが、地域住民の方から度々、道路補修の要望が寄せられ

ます。自転車での通行が多く、「走行中に数センチの段差で転倒した」「(度々の補修で)歩道のでこぼこが多い」など、全体的に老朽化が目立ちます。そこでお尋ねいたします。けやき通りの歩道における、バリアフリー化について、市の見解をお示しください。